

全利用者対象	日常生活継続支援加算	46円/1日	厚生労働大臣が定める施設基準適合により算定。	
	口腔衛生管理加算	90円/1月	歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔ケアを月2回以上行った場合、かつ入所者に係る口腔ケアについて、介護職員へ具体的な技術助言及び指導を行い、入所者の口腔に関する相談等に必要に応じ対応した場合に算定。	
	看護体制加算Ⅰ	4円/1日	常勤の看護師を1名配置していることによる加算	
	看護体制加算Ⅱ	8円/1日	看護体制加算Ⅰが取得できる体制であり、厚生労働大臣の定めた基準以上に看護職員を配置しており、オンコール体制をとっている場合に加算。	
	夜間職員配置加算	18円/1日	夜勤時間帯の職員数を基準以上配置し、入所者の見守り機器を一定数以上設置。見守り機器の有効活用の委員会を設置し、必要な検討等を行っているときに算定。	
	安全対策体制加算	20円/1回	入所者一人につき1回を限度として算定。	
	介護職員処遇改善加算	サービス利用に係る自己負担額（食費・居住費を除く）×利用日数の8.3%		
	介護職員等特定処遇改善加算	サービス利用に係る自己負担額（食費・居住費を除く）×利用日数の2.7%		
該当者	外泊時費用	246円/1日	入院または外泊した場合、6日間を限度に算定。ただし初日と最終日は含まない。居室を短期入所利用のために転用した場合は算定しない。	
のみ対象	初期加算	30円/1日	入所した日から30日間、または30日以上入院の後の30日間算定。	
	退所前後訪問相談援助加算	460円/1回	入所期間が1ヶ月を超えると見込まれる利用者の退所に先立って、退所前1回（必要な場合2回）、退所後1回相談援助を行った場合。	
	退所時相談援助加算	400円/1回	入所期間が1ヶ月を超えると見込まれる利用者が退所し居宅サービスを利用する場合は老人介護支援センターに、他の介護保険施設に入所される場合は当該施設に、当該利用者の処遇に必要な情報を提供した場合。	
	退所前連携加算	500円/1回	入所期間が1ヶ月を超えると見込まれる利用者が退所し居宅サービスを利用する場合、当該利用者が希望する居宅介護支援事業所に、利用者の同意を得て当該利用者が居宅で生活するために必要な情報を提供した場合。	
	療養食加算	18円/1日	厚生労働大臣の定める療養食を提供した場合に算定。	
	在宅復帰支援機能加算	10円/1日	算定月前6ヶ月間の退所者の総数の2割を越えた利用者が在宅で介護を受けるようになった場合、必要な連絡調整、訪問、記録等を行った場合に算定。	
	若年性認知症利用受入加算	120円/1日	若年性認知症利用者を受け入れ、本人やその家族の希望を踏まえた介護サービスを提供した場合、算定。	
	看取り介護加算Ⅰ	死亡日以前4日以上30日以下 144円/1日	医師の医学的知見により回復の見込みがないと判断された時、利用者または家族の同意を得て看取りに関する計画が作成され、随時本人または家族への説明を行い、同意を得ながら看取り介護が行われた場合、算定。	
	看取り介護加算Ⅰ	死亡日	1,280円/1日	医師の医学的知見により回復の見込みがないと判断された時、利用者または家族の同意を得て看取りに関する計画が作成され、随時本人または家族への説明を行い、同意を得ながら看取り介護が行われた場合、算定。 看取り加算について、配置医師緊急時対応加算の算定にかかる体制を整備し、更に施設内で実際に看取った場合、算定。
		死亡日前日及び前々日	680円/1日	
		死亡日以前4日以上30日以下	144円/1日	
死亡日以前31日以上45日以下		72円/1日		
看取り介護加算Ⅱ	死亡日	1,580円/1日	看取り加算について、配置医師緊急時対応加算の算定にかかる体制を整備し、更に施設内で実際に看取った場合、算定。	
	死亡日前日及び前々日	780円/1日		
	死亡日以前4日以上30日以下	144円/1日		
	死亡日以前31日以上45日以下	72円/1日		